

令和3年度 あぐいブランド認定品 募集要項

1. 募集対象

阿久比町に関わる特産品及び農産物

2. 申請資格

- ① 観光協会に加入している者。未加入の者にあつては認定後において観光協会に加入すること。
- ② 阿久比町内に産品を生産又は製造・加工する事業所を有している者。
※産品が「あぐいブランド」として認定することが適当と認められる場合はこの限りではない。

3. 募集期間

令和3年1月12日（火）～3月31日（水）

4. 申請方法

- (1) 申請書に必要事項をご記入の上、添付書類と共に事務局にご提出ください。※提出された書類等は、返却いたしません。

【添付書類等】

- ① 写真・・・申請品を撮影した写真又は画像。（※パンフレット掲載用）
 - ② 写真データ・・・申請品を撮影した写真データ。（※メールで提出）
 - ③ その他(任意)・・・会社案内、申請品パンフレットなどのPR資料。
申請品に関する紹介記事(新聞・雑誌などの写し)など。
- (2) 申請書様式は、観光協会ホームページに掲載するほか、観光協会窓口でも配布します。
 - (3) 原則、1業者(団体)1商品(セット)までの応募です。

5. 認定基準

- ① 阿久比町内で生産又は製造・加工されたもの、若しくは阿久比町産の原材料を使用しているもの。
 - ② 広く一般に販売しており、町内の店舗等で購入できること。
 - ③ 阿久比町の魅力及び知名度の向上に資すると認められること。
 - ④ その他「あぐいブランド」として認定することが適当と認められること。
- 以上を総合的に判断します。

6. 認定の有効期間

認定の有効期間は設けません。ただし、認定内容に関わる重大な変更があり、会長が再申請の必要があると認めた場合は、再申請をしていただきます。

7. 審査結果等

- (1) 阿久比町観光協会理事会において審査、決定します。
- (2) 認定の可否は、令和3年5月頃に郵送にて通知します。
- (3) 認定シール、その他店舗用物品は令和3年7月頃の配布予定です。

8. 提出先・お問合せ先

阿久比町観光協会事務局（阿久比町役場内）

〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50番地

電話：0569-48-1111

メール：aguikanko@gmail.com